

司法制度改革推進本部

「裁判員制度・刑事検討会」委員 各位

2003年9月3日

市民の裁判員制度つくり会

事務局長 新倉 修

## 要 請 書

裁判員制度に関する基本構成の議論が、「裁判員制度・刑事」検討会、さらに国政の場においても、大きな山場を迎えています。

裁判員制度導入は、司法への市民参加を実現するという点で、今回の司法改革で最も画期的な改革のひとつです。この改革が中途半端なものとなり、運用において形骸化することがないようにしっかりした制度設計が行なわれることは極めて重要です。

是非、検討会において、これから裁判員になる市民の声に十分に耳を傾け、市民の視点に立ったうえで制度設計案を提言されるよう以下の通り要請します。

### 1 罰則導入よりも市民が参加しやすい制度的保障を

(1) 3月に発表された裁判員制度に関する「たたき台」に、裁判員候補者が出頭しない場合の罰則が提案され、私たちは驚きと躊躇を感じました。

推進本部による「裁判員制度」についての市民への広報活動は、残念ながら圧倒的に不足しており、市民の多くが裁判員制度について深く認識している状況とはいえません。また私たちが再三指摘してきたとおり、市民を対象とする公聴会やヒアリングなど、これから裁判員になる市民の声を耳を傾ける機会も持たず、市民に対するアンケート調査も行なわれていません。

そして、検討会の議事録をみる限り、市民の参加しやすい制度にするための具体的な制度的保障を、市民の視点に立って十分に議論しているとはいえないと思います。どうしたら市民が参加できるか、という工夫や具体策を十分に検討しないまま、ただ「罰則」をもって市民の参加を強制しようとする姿勢は大変疑問といわざるを得ません。今年5月締め切りのパブリックコメントに関するとりまとめを見ましたが、「突然国民に説明のないままこのような制度を導入

し、義務的に参加しろと言われても大変困る」という趣旨の、とまどいや不安、疑問を表明する意見が相当数表明されています。こうした市民の疑問に丁寧にこたえ、参加の障害や不安を克服する制度の整備を図ることが必要です。

(2) 私たちは、市民に対する罰則に反対します。そして、まず罰則ありきではなく、どうしたら市民の参加を得られる制度にできるか、具体的な検討を真剣に行なうことを要請します。

私たちは、発足以後、市民公聴会（2002.8.31）、500人参加の模擬裁判（2003.2.1）等を開催し、さらに現在参加しやすい制度設計についてアンケート調査を実施しています（別紙参照）。検討会においても、今からでも是非、具体的な市民の声を聞く機会をつくってください。そして市民の声を踏まえ、今後裁判員になる普通の市民の立場に立って市民が参加しやすい制度構築を考えてください。この点に関する私たちの提案は以下のとおりです。

#### 法教育の導入を

私たちのアンケート調査の結果、市民が裁判員になる前提条件として、義務教育の段階からの法教育の導入を求める声が非常に多数にのぼりました。私たちも、この制度を根づかせるためには、子どもの頃からの教育によって市民参加の意識をつくっていくことが何より重要だと考えます。是非法教育を導入するよう要請します。

#### 広報・普及活動、オリエンテーションの実施を

私たちのアンケート調査の結果、裁判員になるにあたって要求したいこととして、「裁判員になってどのようなことをするのか」についてのオリエンテーションの実施を求める声が数多くありました。市民が責任をもって裁判員の責務を全うしようと考えるとき、オリエンテーションをきちんと実施してほしいという要求は当然のことです。裁判員召集段階、選定手続段階、選任後、という段階ごとにそれぞれきめ細かく行き届いたオリエンテーションを実施することを求めます。また、そもそも、候補者になる前から、全ての市民を対象に、裁判員とは何をするのか、何故市民参加が必要なのか、について広報・普及活動を行なうことが重要です。

#### メディア規制は逆効果

裁判員制度を広く市民に普及し、その意義を知らせていくためには報道の役割が重要です。また、制度の運用を常に市民から見えやすいようにして制度を

発展させていくためにも、報道の役割が重要です。「裁判員制度が市民参加制度としてきちんと機能しているか」の検証が、メディア規制によって、社会的に十分行なえないこととなれば、逆効果と言わざるを得ません。私たちのアンケート結果では、もし裁判員を経験したらその経験をメディア等を通じて話し、経験を制度の発展に役立てたい、という意見が数多く見られました。メディア規制は制度発展を阻害する可能性があり、やめるべきです。

仕事をもつ市民が参加しやすい制度を

職業を持った市民が裁判員になりやすい環境を整備するために、第一に必要なのは、休暇制度の創設は不可欠です。裁判員になることを理由に雇用契約上不利益取扱いがされないという規定がなされるべきことはもちろんですが、裁判員になるために有給休暇を使うほか方法がないとすれば、仕事をもつ市民の参加は非常に限定される可能性があります。育児・介護休暇と同様の休暇制度を検討会で是非提言してください。

同時に、市民が裁判員になりやすい環境整備のためには、企業への制度の趣旨の周知・普及が不可欠であり、この点でも広報・普及活動は重要です。

市民の立場にたった制度設計を

さらに、様々な責任を負い、日常生活に忙しい市民の参加を得るためには、裁判の時間帯のフレキシブルな運用、裁判員候補者としての出頭および選定後の十分なスケジュール調整期間の保障、裁判所に託児所を設ける、育児・介護中の市民への支援策など、きめ細かい措置が必要です。

例えば3ヶ月先までスケジュールが決まっている自由業の市民の場合、1ヶ月後に裁判員選任手続をし、選ばれたらすぐに裁判、という日程では裁判員になるのはおよそ不可能です。また、週末や午後のみなら裁判員の責務を果せる、という人もいます。そうした人々を裁判員から排除することのない、フレキシブルな運用が必要です。さらに十分な日当の支払いも重要です。

是非以上の施策を積極的に提言してください。

2 市民参加が主体的・実質的なものとなるよう、評議体に多数の市民が参加する構成にしてください。

(1) 裁判員と裁判官の人数比をどうするかは、この制度の市民参加の質を決定するうえで極めて重要です。私たちは、これから参加する市民の生の声を聞いてこの重要問題を議論し決定すべきだと考えています。ところが、そうした直

接の意見聴取の機会もないまま、検討会においては、市民参加を最小限度に抑える「コンパクト論」(裁判官は3名、裁判員は2～3名という構成)が有力に主張されています。

私たちは、今回の司法制度改革のなかで最も重要な改革が、この「裁判員制度」だと考えています。司法への市民的基盤を確立し、市民の健全な良識を裁判に反映させる、という点で裁判員制度は極めて画期的な意義を有します。

ところが現状どおりの裁判官3名に、2～3名の市民が参加する、ということでは、市民参加はごくごく限定されたものになり、制度の趣旨は半減します。私たちはこうした議論状況に深い憂慮を持っています。

(2) 私たちは、去る2月1日に、500人規模の模擬裁判員裁判(別紙資料参照)を行なった市民の経験・感想等に基づき、

**裁判官1人に対し裁判員11人**

という圧倒的に裁判員の多い構成が最も適切であると考えています。評議体において、裁判員が圧倒的多数となるよう、是非とも再考してください。

主体的・実質的な市民の司法参加となるには、多数の市民が参加することがとても重要です。

現在のような3名の裁判官のいる評議体に2～4人程度の少数の市民が参加するという「コンパクト論」で果たして主体的・実質的な市民参加になるかは甚だ疑問です。少数の市民が専門家に囲まれる中で、専門家と異なる自分の意見を評決結果に反映させることは容易なこととは言えません。運用の中で、市民参加が形骸化してしまう危険性があります。

市民の視線や目線を大事にした議論を充分に行なうためには、専門家主導でなく、市民が意見をいいやすい評議であるべきであり、そのために裁判員の数は圧倒的に多くあるべきです。

また、裁判で問題となる出来事や事件の見方、証言の信用性の評価や、その前提としての人間の置かれた立場を推察するにあたり、様々な人生経験を持った多様な人々の視点が非常に重要であり、私たちはこのことを模擬裁判の経験からも実感しました。

裁判員制度においては、年齢、性別、環境、職業、経歴、人生経験の異なる多様な人が裁判員として参加し、多様な意見を反映させることが重要であり、そのためにも裁判員の人数は十分に多くすることが必要です。

少数の市民参加では、社会の縮図を反映した議論とはいえ、「社会の良識の反映」「市民感覚の反映」という導入の趣旨に反します。

検討会においては「コンパクトな評議体」「人数が少ないほうが話し合いには適している」という意見も主張されています。

しかし、12人ほどの人々による充実した議論は十分に成り立つはずで、「裁判員制度・刑事」検討会も11人で行なわれています。12人の陪審員によるアメリカの陪審制度では十分な議論が成立しています。また、我が国においても現行の検察審査会制度は11人で充実した議論がなされ有効に機能していますし、最高裁大法廷は15人で議論されています。

「議論がしにくい」というのは市民の人数を制限する正当な理由とは思われません。

裁判官は1名にしてください。

仮に3名の裁判官が参加し、3名そろって同じ意見を述べた場合、その影響は大変大きく、これと異なる裁判員の意見を自由に表明し、判決に反映させることは極めて難しいと思われれます。そして、同じ職場で上下関係のある裁判官が裁判員の前で異なる意見を述べ合う場合よりも、同じ意見で一致する場合のほうがどうしても多くなると懸念されます。

裁判官の影響が過度に強くなれば、裁判員の主体的参加は阻害されるおそれが大いにあります。

現在の法律を前提として、少なくとも法律問題の判断のために3人裁判官が必要だという意見もありますが、今回の改革のなかで現行法を見直すことは可能であり現行法に縛られる必要はないはずで、アメリカでは陪審の前提として1人の裁判官が法的判断をしており、法律判断が3人でなければならぬといえませんが、

- (3) 以上の提案は、私たちが実施した模擬裁判の際に実施したアンケートの結果からも妥当といえます。裁判官対裁判員が「3：3」「3：9」「1：11」という3種類の評議体で評議をした後のアンケートでは、裁判員役となった市民の間では、「1：11」の構成が最適であるとの意見が評議前に比べて大きく増加し、裁判官役となった法律家の間では、裁判官1対裁判員11の裁判体を経験した者の方が他の構成を経験した者よりも、評議後に裁判員制度に対して肯定的な意見を持ちました。このような結果となったのは、1：1

1 という裁判体の方が、裁判員の比率のより小さな裁判体よりも市民の意見が活発に交わされ、評議が充実していたためと考えられます。

これに対し、3 : 3の評議体では、参加した市民から「裁判官役は市民を見下さないでほしかった」「市民の意見を馬鹿にしないで尊重してほしかった」等の感想が多く出されており、コンパクトな評議体では裁判員の主体的参加が十分に成功しなかったことが判明しました。

是非こうした経験者の意見を考慮され、人数について十分な検討と議論をよろしく願います。

- 3 評決方法 - 十分な議論が尽くされるよう、評決にあたってはできる限り全員一致を目指し、全員一致に至らない場合は特別多数決を採用されるよう要請します。

(1) 裁判員制度では、参加した市民全員が、十分議論を尽くし、疑問や少数意見も自由闊達に話し合われることが必要です。ところが、単純過半数では、意見分布が判明した段階で、十分な議論が尽くされないまま多数決の評決が出される可能性があります。これでは、多数意見や裁判官の意見に対する裁判員の疑問が十分に解消されないまま結論に至る可能性があり、また少数意見や議論の苦手な人の意見が反映されないこととなりかねません。

多様な市民の意見・感覚を反映し、議論が十分に尽くされるようにするには、原則として全員一致を目指し、どうしても一致しない場合にのみ特別多数決とすべきと考えます。

- (2) 「たたき台」では、多少のバリエーションはあっても単純多数決を提案しており、この点は疑問です。現在の3人の裁判官による合議体の場合、単純多数決とはいえ、意見の比率は2 : 1です。仮に11人の評議体を想定すると、過半数は6 : 5となり、このような拮抗した比率で評決に至ることが相当とは考えられません。是非再検討してください。

- 4 裁判員制度は司法に画期的な意義をもたらすものとして導入が提案されました。その制度を真に市民が参加しやすい制度となり、司法に市民の意見が十分反映されるようにできるか、それとも改革の趣旨を半減させる中途半端な制度になってしまうかが問われています。是非、市民の意見を十分に考慮し、制度づくりに反映されるよう要請します。

以上